

## 規制改革会議 地域振興TF御質問事項に対する回答について

平成19年11月22日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

御質問事項1. 焼却施設を市町村合併に伴い処分する場合については柔軟な運用をすべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

回答1. 市町村合併に伴い、耐用年数に達する前に施設を廃止した場合における国庫補助相当額に係る返還額の算定については、その使用年数が加重平均耐用年数を超えない施設についても、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取扱いができるようにすべく検討を行っているところである。

御質問事項2. 焼却施設の財産処分にあたり、地方公共団体の事務効率化を図る観点から、現行制度のマニュアルを作成すること等により、地方公共団体に対して制度の周知を図るべきと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

回答2. 御指摘を踏まえ、今後、現行制度のマニュアルを作成すること等により、地方公共団体に対し、一層の制度の周知を図ってまいりたい。

御質問事項3. 焼却施設の財産処分にあたり、補助目的を達成した場合であっても施設評価額が解体費を上回る場合は国庫補助金の返還が必要となるが、その前段階で既に補助目的を達成していると評価している以上補助金返還を求める合理的理由はないものと考えられる。このような方向で現行制度を緩和することについて、貴省の見解を伺いたい。

回答3. 廃棄物処理施設の財産処分については、当該施設を構成する設備がそれぞれ結合し合い、一体となってその機能を果たしているという性格を踏まえ、施設全体を一体的なものとして評価額を算出する「加重平均耐用年数」方式を用いることとし、その使用年数が加重平均耐用年数を超えた施設についてその残存価値が当該施設の解体費を下回る場合には返還金を求めないこととしており、既に、個々の設備ごとの処分制限期間をもって評価額を算出する場合に比べて十分な緩和措置を講じているところである。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号に規定されている「各省各庁の長が定める期間」については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数を基礎とする

ことを原則とするとされていることから、今後も引き続き、この原則に基づき、財産処分の手続を行ってまいりたい。

御質問事項 4. 焼却施設の財産処分にあたり、補助目的達成の可否については加重平均耐用年数を経過したか否かによる運用が行われているが、例えば、国庫補助事業完了後 5 年を経過した場合は補助目的達成とするなど、更なる要件緩和をすることについて、貴省の見解を伺いたい。

回答 4. 前述のとおり、補助金適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号に規定されている「各省各庁の長が定める期間」については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められている耐用年数を基礎とすることを原則とされていることから、国庫補助事業完了後 5 年を経過した施設を一律に補助目的達成とすることは困難である。